

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年3月29日
【会社名】	株式会社ジェクシード
【英訳名】	GEXEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 今井 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03(5259)7010
【事務連絡者氏名】	経営管理部 部長 増尾 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03(5259)7010
【事務連絡者氏名】	経営管理部 部長 増尾 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

令和6年3月28日開催の当社第60期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和6年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題であると認識しております。今後、剰余金の配当（復配）を早期に実施・継続していくための原資をさらに充実させるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図ることを目的として、下記の内容の資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。  
なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済み株式数にも変更はございませんので、1株あたり純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金633,458,427円から538,458,427円を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。これにより、減少後の資本金の額は、95,000,000円となります。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生じる日

令和6年5月1日（予定）

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2.に記載した資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。これにより、振り替え後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

増加する剰余金の項目及びその額	
繰越利益剰余金	263,735,786円
減少する剰余金の項目及びその額	
その他資本剰余金	263,735,786円

第2号議案 定款一部変更の件

当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、事業目的について変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

今井俊夫、曹亦然、辛澤及び松田華織を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

寺尾潔、大澤健太郎、陸敏及び仲摩昌三を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	98,959	5,594	-	(注)1	可決 94.64
第2号議案	98,825	5,728	-	(注)1	可決 94.52
第3号議案					
今井 俊夫	98,645	5,908	-	(注)2	可決 94.34
曹 亦然	97,634	6,919	-	(注)2	可決 93.38
辛 澤	97,602	6,951	-	(注)2	可決 93.35
松田 華織	97,708	6,845	-	(注)2	可決 93.45
第4号議案					
寺尾 潔	98,725	5,827	-	(注)2	可決 94.42
大澤 健太郎	98,676	5,876	-	(注)2	可決 94.37
陸 敏	97,736	6,816	-	(注)2	可決 93.48
仲摩 昌三	97,784	6,768	-	(注)2	可決 93.52

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上